

平成21年度版 学校人権教育指導資料 第29集

あ な た と わ た し

Vol.4

一人権に関する正しい知識と人権感覚を育てるために

ここをクリック

目次へ



千葉県教育庁教育振興部指導課

はじめに

昨年は『世界人権宣言』が国連総会で採択されてから60周年にあたる年でした。しかし、残念なことに人権侵害の事例が数多く発生しており、子どもたちの周囲でも「いじめ」や「インターネットによる人権侵害」など、人権にかかわる様々な問題が後を絶ちません。

自分の人権を守るとともに他の人の人権を大切にする心情や態度、行動が、一人一人に強く求められます。そのためには、人権に関する正しい知識や人権意識、人権感覚を身に付けることが大切です。そしてそれらは、子どもの頃から、計画的、継続的に積み重ねる必要があります。

本指導資料は、冊子及びCD-ROMから成り、学校で人権教育を実施する上での基本的な考え方や指導方法、具体的事例などを数多く掲載してあります。各学校においては、ぜひ様々な場面で御活用いただき、工夫改善しながら人権教育を推進していただけますよう、お願いいたします。

最後に、本指導資料の作成に御協力いただきました数多くの関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

千葉県教育庁教育振興部
指導課長 高岡 正幸

目次（冊子）

はじめに

1 人権教育の推進のために	
(1) 平成21年度 人権教育の推進	
目標及び重点事項	1
(2) 「人権を大切にする」とは	2
(3) 学校における人権教育とは	3
(4) 人権教育を進める基盤	4
(5) 学校としての組織的な取組	5
(6) 学校としての計画的な取組	6
(7) 研修の充実	7
(8) 指導内容・教材の工夫	8
(9) 指導方法の工夫	9
(10) 家庭・地域・関係機関や異校種	
との協力・連携	11
(11) 保護者とともに人権教育を進め	
るために	12
2 さまざまな人権課題	
(1) 子どもの人権	13
(2) 女性の人権	16
(3) 障害のある人の人権	17
(4) 外国人の人権	18
(5) 被差別部落出身者の人権	19
(6) その他の人権課題	19

CD-ROMの収録内容

具体的内容は、CD-ROM内の目次をクリック！

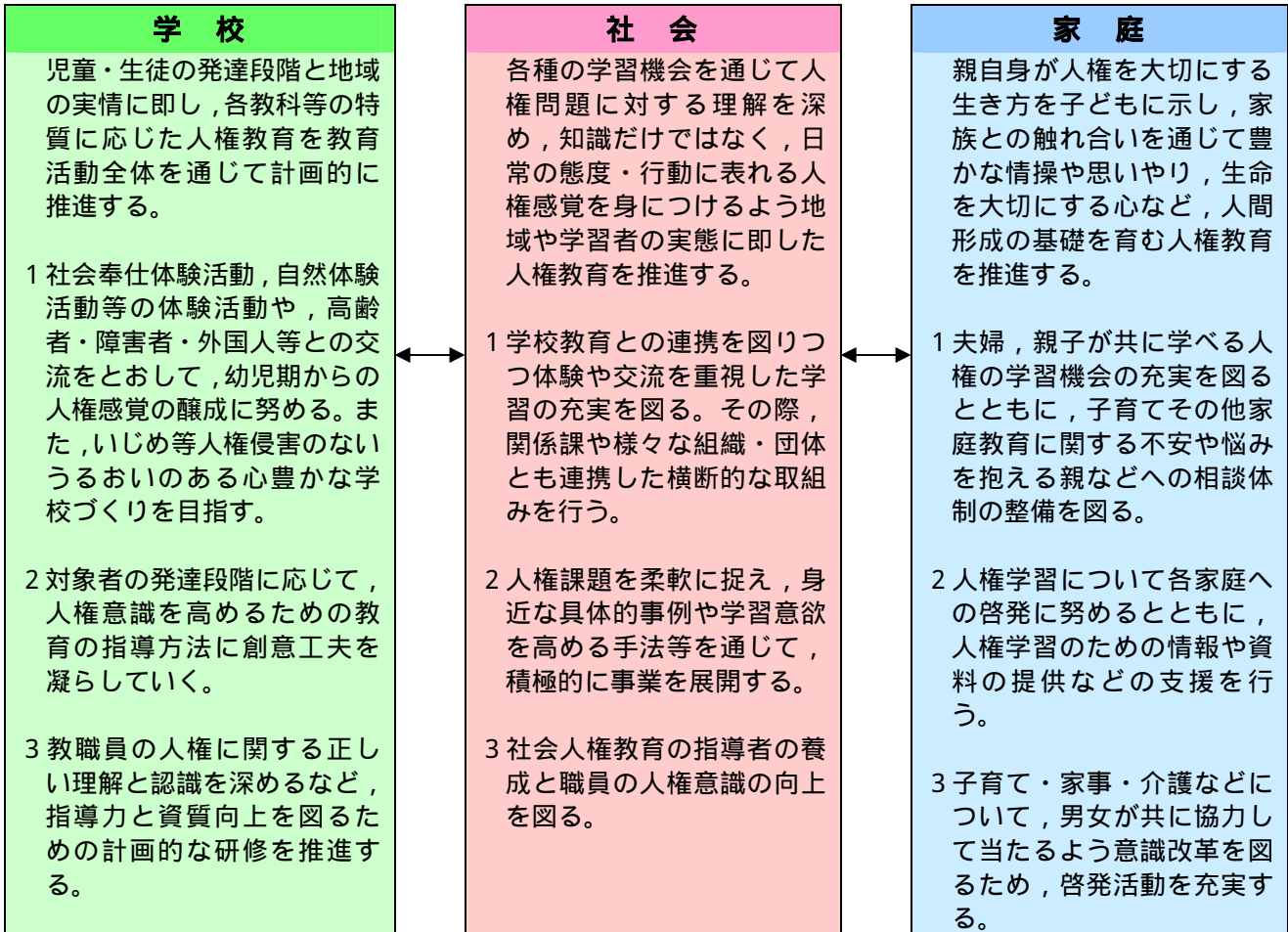
- 【1】第29集の冊子の掲載内容
- 【2】県及び県教育委員会の資料
 - 人権教育資料（平成10年，13年）
 - 指導資料掲載事項（第25集～28集）
 - ・第25集 参加型学習，具体的人権課題
 - ・第26集 人権教育Q&A
 - ・第27集 個別課題への対応
 - ・第28集 学校人権教育推進校の実践紹介（27事例）
- Human Rights
～心のバリアフリーの実現を目指して～
- 【3】人権教育研究指定校 研究実践報告
- 【4】職員研修のための資料
 - 5事例
 - 参考資料検索・・・HP紹介
- 【5】子どもたちの活用資料（2事例）
- 【6】平成20年度 学校人権教育推進校の実践紹介
 - 小学校 9事例
 - 中学校 10事例
 - 高等学校 2事例

1 人権教育の推進のために

(1) 平成21年度人権教育の推進目標及び重点事項

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」,「人権教育・啓発に関する基本計画」,「人権教育の指導方法等の在り方について」,幼稚園教育要領,小・中・高等学校等学習指導要領,「千葉県教育の戦略的なビジョン」及び「千葉県人権施策基本指針」,県教育委員会の人権教育推進に関する実態調査等を踏まえ,人権が尊重された共生社会の実現を目指し,次の事項を定める。

【推進目標】



共生社会の実現に向けて



【重点事項】 1 推進体制の整備・充実 2 積極的・継続的な実践 3 体験活動・交流の充実 4 研修の推進

研修の充実をめざして

学校・地域社会・家庭・その他あらゆる場におけるすべての人々に対する研修において,人権に関する研修プログラムを取り入れるなどして,積極的に推進する。

- 1 研修プログラムや研修教材などの充実を図る。
- 2 研修については,参加型・体験型の手法を取り入れたり,当事者の話を組み込んだりするなどして,研修の推進を図る。

(2) 「人権を大切にする」とは



「人権」というと、「わかりにくい」、「難しい」というイメージを持っている方が多いようです。しかし、「人権」は、誰もが生まれながら持っている権利で、身近にあるものです。自分の「人権」を大切に思うのと同じように、他の人の「人権」も大切にできる気持ちを醸成することが大切です。



人権とは

生存と自由を確保し、幸福を追求する権利
 [生きるために不可欠なもの]
 生命の保障 身体の自由 法の下での平等
 衣食住の充足 など

[幸せに生きるために不可欠なもの]
 思想や言論の自由 集会・結社の自由
 教育を受ける権利 働く権利 など

【参考：日本国憲法】<第三章 国民の権利及び義務>

このような権利がまとまった全体を「人権」と呼んでいます。



人権を尊重するとは？

人権尊重の理念は、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」です。この理念には、次のような意味が含まれています。



自分の持っている人権が侵害されることは、相手が誰であっても、決して許されることではありません。

侵害は許されません



だから、わたしも、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害するようなことはしません。

【わたしの人権】

(3) 学校における人権教育とは



人権教育に取り組むにあたっては、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解した上で、組織的・計画的に取組を進めることが大切です。

ア 人権教育の目標

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにするとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることを目指します。そのためには、人権感覚を育成していくことが求められます。



人権感覚

人権感覚とは、人権が守られている状態を感知し、これを望ましい状態と感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知したときには、それを許せないと感じる感覚です。

この人権感覚の育成は、人権教育の目標である人権尊重の理念を態度や行動に表すための原動力となります。

イ 人権教育の目標達成のために

人権教育の目標を達成するためには、人権感覚の育成とともに、人権や人権を擁護するための方法等の基本的な知識について理解させることも大切なはたらきかけです。そして、人権が守られるように実践しようとする意識（人権意識）や意欲・態度を向上させ、実践行動に結びつけることが求められています。

人権教育を通じて育てたい資質・能力

自分の権利を守り、他の人の権利を守ろうとする意識・意欲・態度の育成

人権に関する知的理解

関連

人権感覚

知識的側面

価値的・態度的側面

技能的側面

自分や他の人の人権を尊重したり、人権問題を解決したりする上で、具体的に役立つ知識 等

人間の尊厳の尊重
自他の人権の尊重
多様性の容認
正義・自由等の実現のために活動しようとする意欲 等

コミュニケーション技能
偏見や差別を見極める技能
相違を認めて受容する技能
協力的・建設的な問題解決技能 等

(4) 人権教育を進める基盤



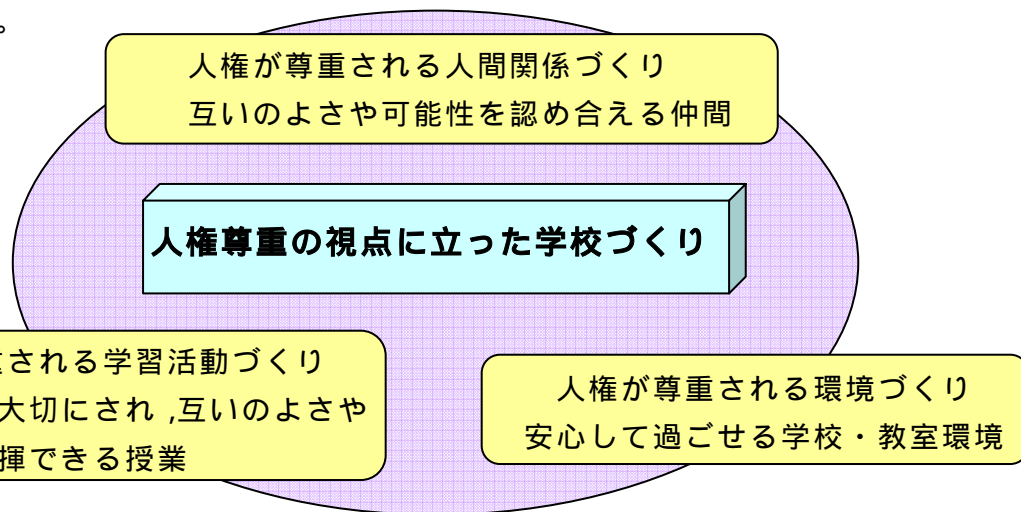
人権教育の目標である意欲・態度等は、言葉で説明するだけで身に付くものではありません。このような人権感覚等を身に付けるためには、個々の児童生徒が、『自分は大切にされている』と実感を持つことができるような、教育環境づくりが基盤となります。

ア 取組の基盤

効果をあげるためには、その教育・学習の場である学校・学級が、人権尊重の精神にみなぎっている環境であることが求められます。

教職員にとっては、児童生徒の意見をきちんと受け止めて聞くことや、明るく丁寧な言葉かけを行うことが、その基盤となります。特に、児童生徒の大切さを強く自覚して接することが重要です。

教育を受けることも、子どもたちがもっている大切な『基本的な人権』です。



イ 自尊感情を育てましょう！

自尊感情とは、「自分はかけがえのない大切な存在だ」という気持ちです。また、自尊感情は「他の人の人権を尊重する」という意識・意欲・態度の源になると考えられています。

自己や他者を尊重しようとする感覚や意思の育成

積極的にチャレンジする姿勢の向上

「自己を高めよう」、「自ら進んで他者と交わろう」、
「社会とかかわろう」、「規範を守ろう」等

自尊感情の向上

「認めてもらえてうれしかった」、「役に立ててよかった」、「私は大切な存在なんだ」、
「必要とされていると感じた」、「自分は生きている価値がある」等

自分を知り高める活動、他者と関わる態度やスキルを身につける活動

自然体験活動や社会奉仕活動等の体験活動、高齢者・障害者・外国人等や異学年・異校種との交流活動、演習やシミュレーション等による参加型学習等

一人一人が『自分は大切にされている』と実感をもつことができる環境

自尊感情を持つことは、他の人の存在を尊重することにもつながります。



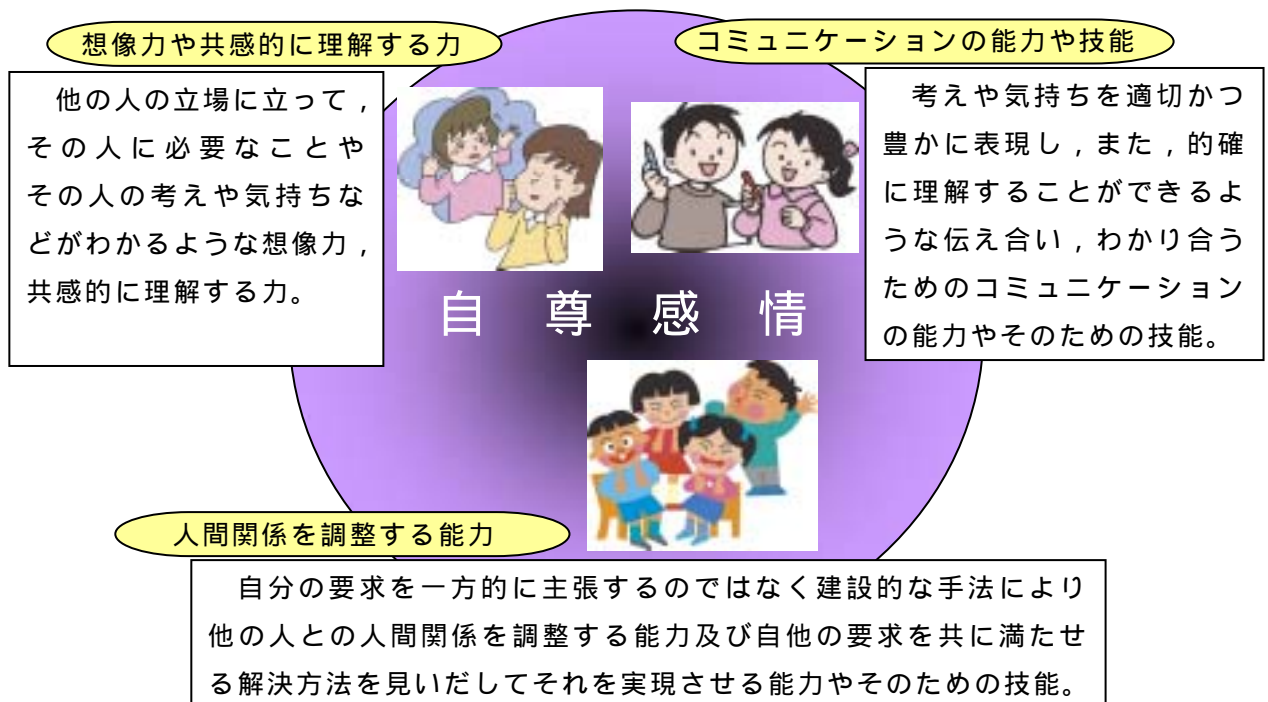
(5) 学校としての組織的な取組



学校においては、各教科等の指導，生徒指導，学級経営など，教育活動全体を通して，人権教育を推進していくことが大切です。そのためには，教職員が一体となって，人権教育に取り組む体制を整え，目標設定，指導計画の作成等の取組を組織的・継続的・計画的に行うことが大切です。

ア 目標設定

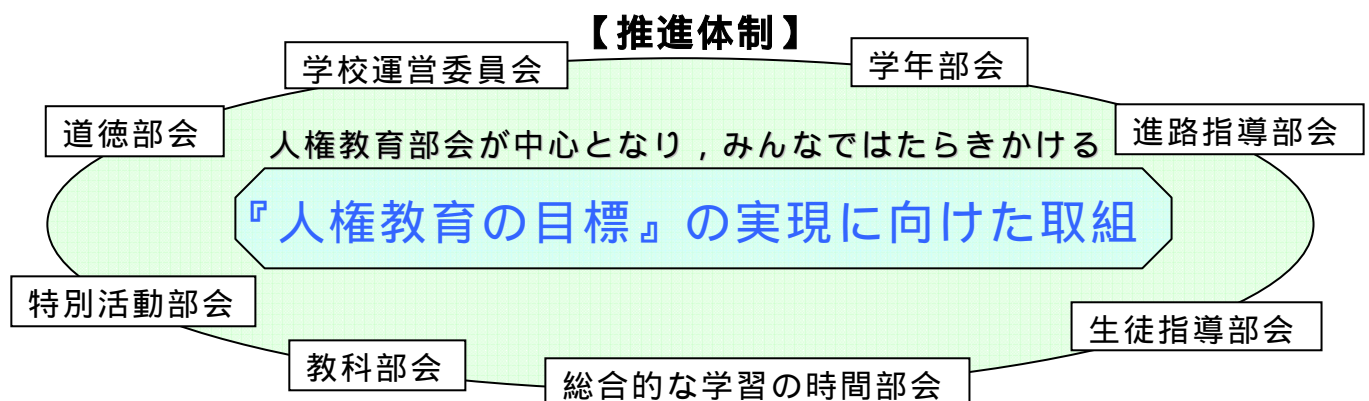
学校，児童生徒，地域の実態・実情等を考慮し，自校の具体的な目標を設定することが大切です。具体的には，各学校において，教育活動全体を通じて，自尊感情を培うとともに，次のような力や技能などを総合的にバランスよく育成していくことが大切です。



イ 校内の推進体制

人権教育の目標を実現していくためには，人権教育の年間指導計画の立案や毎年の点検・評価，研修の企画・実施等を組織的に進める体制を確立することが重要です。

各校務分掌の取組と人権教育の推進との関連を明確にし，学校の教育活動全体を通じて，推進できる体制を整えていくことが大切です。



(6) 学校としての計画的な取組



人権教育の推進に当たっては、校内の推進体制を整えるとともに、全体計画及び年間指導計画を策定していくことが大切です。こうした取組については、教育活動全体の評価の中で、定期的に点検・評価を行い、主体的に見直しを行っていくことが大切です。

ア 全体計画・年間指導計画の策定

全体計画は、人権教育の目標の実現に向け、目指すべき目標や取り組むべき活動を、児童生徒の発達段階に応じて、総合的・体系的に示した計画です。また、年間指導計画は、全体計画に基づき、各教科等との連携を考慮しながら、指導内容・方法等を具体化した計画です。

学校全体で組織的に取り組むための全体計画

学校教育目標全体の中に位置付けた人権教育の具体的目標・実践課題

【重点事項】

- 小学校：体験・交流活動を通して、児童が自分で「ふれる」、「気付く」こと。
 中学校：他者に「気付く」ことを確かな認識に「深める」こと。
 高等学校：自分自身の生き方と関連させ、解決に向け地域社会に「発信する」「行動する」こと。

発達段階に応じた重点事項を考慮して、目標を設定することが大切です。



各学年の年間指導計画・各教科等の年間指導計画の中への位置付け

学校・地域の特色を活かした取組
 身近な人権課題を扱った学習
 社会奉仕体験活動や自然体験活動等の体験活動
 様々な人たちとの交流活動
 参加型学習
 等

全教職員の共通理解

全教職員の人権教育推進に対する参画意識を高める

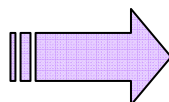
イ 点検・評価

点検や評価は、学校全体の組織的な取組として、年間指導計画に沿って行い、次年度における年間指導計画の見直しや、指導の改善につなげていくことが必要である。

教職員による点検・評価

児童生徒による評価

保護者等による評価



全体計画・年間指導計画の見直し
 指導の改善
 校内研修の充実・改善
 保護者等への啓発活動の充実

(7) 研修の充実



学校で人権教育を進めるにあたっては、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分に理解することが大切です。一方、児童生徒へは、人権教育の目標が達成できるような学習活動を設定しなければなりません。このようなことから、学校においては、教職員の人権感覚を高めるための研修や児童生徒への指導方法等に関する研修の計画的な実施が求められます。

ア 自らの人権感覚を高めるために

人権教育においては、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという姿勢そのものが、指導の重要な要素となります。したがって、教職員には、児童生徒の心の痛みに気付き、人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けることが求められます。

人権感覚を高めるために身に付けたい資質・能力

『言動に「決めつけ」や「偏見」等がありませんか？』

『一人一人を大切にしていますか？』



人権や人権尊重の理念に関する知的理解を深める。
 教育活動や日常生活の中で、自らの人権意識をたえず見直す。
 共感的に理解し、働きかけを有効に行うための技法を身に付ける。
 人間関係調整能力やコミュニケーション能力等を高める。
 IT関連の知識や技能など時代の変化に対応できる能力を身に付ける。

イ 児童生徒への効果的な指導のために

人権学習の活動や教科等の授業で人権教育を行う際に、その取組を的確に実施し、効果を高めていくためには、校内の各組織における研究や研修の機会を設けることが重要です。

学習教材の理解

ファシリテーター（学習促進者）としての指導技術の習得

授業研究等による効果的な教授方法の開発

事前・事後学習の実施

保護者等への説明と協力関係の構築

効果の検証

ファシリテーターとは、子どもたちの主体性を引き出し、活発な学びの場を生み出すための進行役です。



ウ 多様な手法・方法による研修の実施

目的に応じた多様で適切な研修方法により、教職員の資質向上を総合的に進めていくことが大切です。

多様な研修を組み合わせた、効果的な研修プログラムの作成

【手法】

講演や人権啓発資料・ビデオを見る。 → 人権及び人権教育への知的理解を深め、見識を高める。

参加体験型の手法を取り入れる。 → 活動そのものの楽しさや人権尊重の重要性を体感し、意欲を高めるとともに、人権感覚を高める。
 （討論会・ロールプレイング 等）

【方法】

全体研修・グループ別課題研修・個別課題研修 等

(8) 指導内容・教材の工夫



人権教育を行うにあたっては、目指す資質・能力を全体的にとらえた上で、その指導内容を構成していくことが大切です。また、各教科等やあらゆる教育活動の場において、人権教育をいかに総合的に位置付け、実践するかについての工夫が必要です。特に、人権感覚の育成、自主性や主体性の尊重、発達段階や実態への着目、体験的な学習の活用等について、具体的な取組を行っていくことが求められます。

ア 指導内容

知的理解に関わる指導内容

自他の人権を擁護し、人権侵害を予防したり解決したりするためには、単なる知識の伝達だけではなく、実践的な知識を身に付けるために、主体的な活動や協力し合うことが可能な活動ができるような学習を行うことが大切です。

児童生徒が主体的に関わることを促すような方法の工夫
 児童生徒が主体的に取り組める体験的な方法の工夫
 グループ活動等による協同的・協力的な方法の工夫



【実践的知識】

人権感覚に関わる指導内容

人権教育の目標を達成するためには、人権に関する知識・理解に加え、人権感覚を培うことが重要です。しかし、この人権感覚は、話を聞いたり知識を身に付けたりするだけで、容易に育成できるものではありません。人権教育を通じて育てたい資質・能力の育成を図る活動を様々な場面や機会を活かして行っていくことが必要です。

【育てたい資質・能力】

想像力，共感的理解，コミュニケーション技能，人間関係調整能力 等

【有効な学習活動例】

ロールプレイング，シミュレーション，ディスカッション，体験・交流活動 等

イ 効果的な学習教材の活用

子どもたちにどのような知識や技能を身につけさせたいのか、子どもたちの中にどのような意識や態度をはぐくみたいのかを具体的に設定できる教材を活用することが必要です。さらに、身近な事柄を取り上げたり、児童生徒の興味・関心を活かしたりするといった工夫を行うことも大切です。

多様な学習教材

生命の大切さに気づくことができる教材

様々な人権課題に気づくことができる教材

それぞれの人権課題を深く考えるための教材

自分自身を深く見つめることを意図した教材

身の回りの世界や周囲の人々との関わりを問い直すための教材

コミュニケーションのとり方や自己を的確に表現する技能を学ぶ教材



等

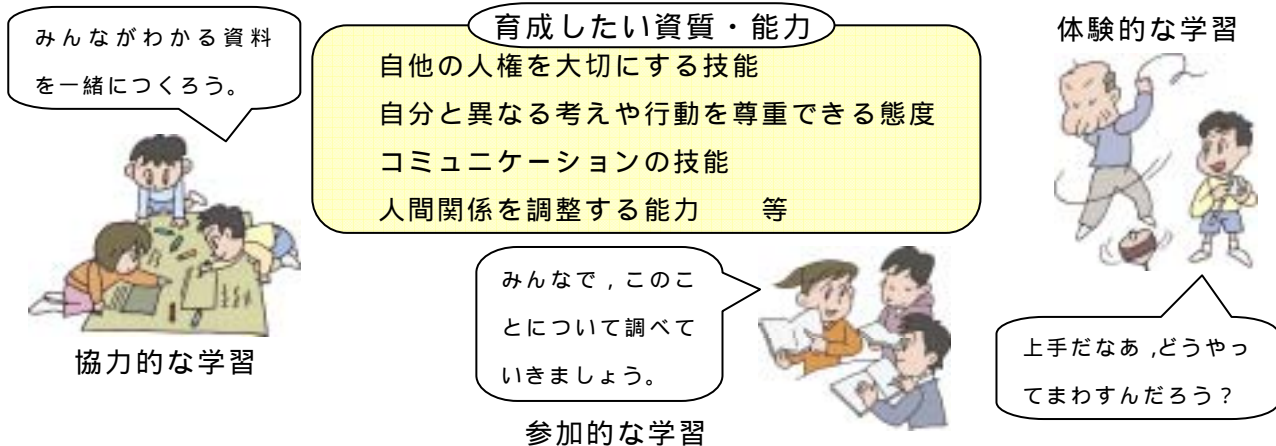
(9) 指導方法の工夫



人権教育で育成したい能力や資質は、ことばだけで培うことができるものではありません。児童生徒が主体的に、しかも他の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験するといった経験を通じて、はじめて培うことができるようになります。

ア 『協力』、『参加』、『体験』を中核とする学習形態

児童生徒の『協力』、『参加』、『体験』は、人権教育の指導方法の基本原則です。



また、『体験すること』は、それ自体が目的ではなく、「個々の体験」から「話し合うこと」「反省すること」「現実生活と関連させること」という学習を経て、他者との協同を行いながら「自己の行動や態度への適用」を図っていくことが大切です。

イ 発達段階に即した指導方法

学校で人権教育に取り組むにあたっては、児童生徒が心身ともに成長過程であることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開していくことが重要です。

幼児期

遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にするという感情と共に、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎をはぐくむという視点が重要です。

小学校1～3学年

生活体験に基づく「気付き」から想像力や認識力に訴えて、理解を深める働きかけを行うことが必要です。また、絵本やお話の本などを活用することで、想像力を育てることも大切です。

小学校4～6学年

人権の意義や重要性が理解できるようになります。体験的な学習を併用して、具体的人権問題を直感的に「おかしい」と認知する感性の育成が求められます。また、インターネットに興味を示す時期でもあり、情報モラル教育で、インターネットによる人権侵害等について、理解を図ることも重要です。

青年初期（中学校段階）

自己肯定感を育てるとともに、様々な価値観を持っている他者の存在を受容できるように導く学習が求められます。また、パソコンや携帯電話の操作等に習熟したものが多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けるような情報モラル教育が重要です。

青年中期（高等学校段階）

あらゆる場と機会をとらえて、人間としての生き方を真剣に考えさせ、就労観を育成するキャリア教育等との連携も考慮に入れて、人権教育に取り組むことが求められます。情報モラル教育も継続することが必要です。

ウ 参加型の学習活動

人権教育を進める上で大切なことは、参加者（学ぶ側）自身が、課題に向かって主体的、積極的に取り組むことです。学習活動として極めて有効なのが「参加型学習」です。

代表的なものを挙げてみましょう。

【ワークショップ】

グループで意見交換や協働作業を通して、参加者の意欲を引き出し、互いの考え方や立場の違いを認め合いながら、提案を形にしてまとめる参加型・体験型の学習方法を、広く「ワークショップ」といいます。

【ディベート】

あるテーマについて、考えの異なる2組のチーム（肯定派と否定派）が、一定のルールのもとで、討論を行う活動です。

【シミュレーション】

模擬体験・疑似体験のことです。一定の状況を模擬的に設定して、その中で体験的に行動・活動する方法です。

【ロールプレイ】

学習内容に応じた場面設定を行い、その中で参加者が役割（話し手・聞き手・演者・観客など）を持って演技し、学習の目的に迫り、他者受容能力や合意形成能力、コミュニケーション能力などを向上させる方法です。

【フィルムフォーラム】

学習・研修に関するフィルムやビデオを視聴した後、グループ討論やパネルディスカッションをする方法です。

【アサーティブ・トレーニング】

日常生活の様々な場面で、相手を傷つけずに自己主張することで自分も相手も共に大切にすると、という相互尊重型のコミュニケーショントレーニングの方法です。

【ブレイン・ストーミング】

小グループで、多くの意見やアイデアを引き出すために行われます。「他者の意見を正誤の判断をせず受け入れる」「自由奔放な型破りのアイデアを奨励する」「どんな意見でも多数出す」「他のアイデアを活用したり組み合わせたりする」ことを原則として進めます。

【KJ法】

多くのデータやみんなの考えを整理するために、カードを使ってまとめ、整理する方法です。参加者すべての考えの関係やポイントなどを全員で見える形でまとめられ、意見集約にも役立ちます。

【ランキング】

様々なテーマについて、10前後の権利・命題・具体的品物名などをカードに記入し、参加者が自分にとって重要と考える順にランキング（位置付け）し、その根拠などを整理して、結果について参加者相互が意見交換や討議を行う方法です。

【フォトランゲージ】

写真に映し出されている人物や風景などをもとに、グループで写真の背景を読み解いたりストーリーをつくったり見出しをつけたりする方法です。共感的理解、想像力、多面的思考、固定観念や偏見への気付きなどの効果があります。

【フィールドワーク】

実際に現地に赴き、見学や実習を通して、そこにある課題を見つけたり探ったりする方法です。

(10) 家庭・地域・関係機関や異校種との協力・連携

家庭・地域・関係機関等との協力を深めたり，異校種間との連携を図ることにより，専門家からの有用な知識を習得することができたり，様々な体験活動・交流活動等を実施したりすることができるようになり，効果的な人権教育を展開することが可能となります。

ア 家庭・地域との連携

学校での人権学習を肯定的に受け入れるような家庭や地域の基盤づくりが大切です。人権教育に対する保護者等の理解が得られるようなはたらきかけを行いましょう。



イ 関係機関・施設等との連携

人権教育に関係する諸機関・施設等の協力を得て，多様な学習活動を行うことは，人権感覚の育成に大きな成果をあげることが期待できます。



人権侵害の事件に直接携わる公的機関の専門家や様々な人権課題の解決に努力する団体等の関係者を，授業や教員研修，講演会等に招いて，講話を聞く取組。

児童生徒が障害者施設や高齢者施設等の施設を直接訪問して，様々な人と交流したり，ボランティア活動を体験したりするなどの学習活動。 等

ウ 異校種間の協力・連携

異なる校種の学校との交流活動を推進し，異年齢の子どもが共に活動する機会を設定していくことは，互いを思いやる感受性や社会性を伸ばすことにもつながり，人権尊重の精神を育てる上で大きな成果をあげることができる取組です。

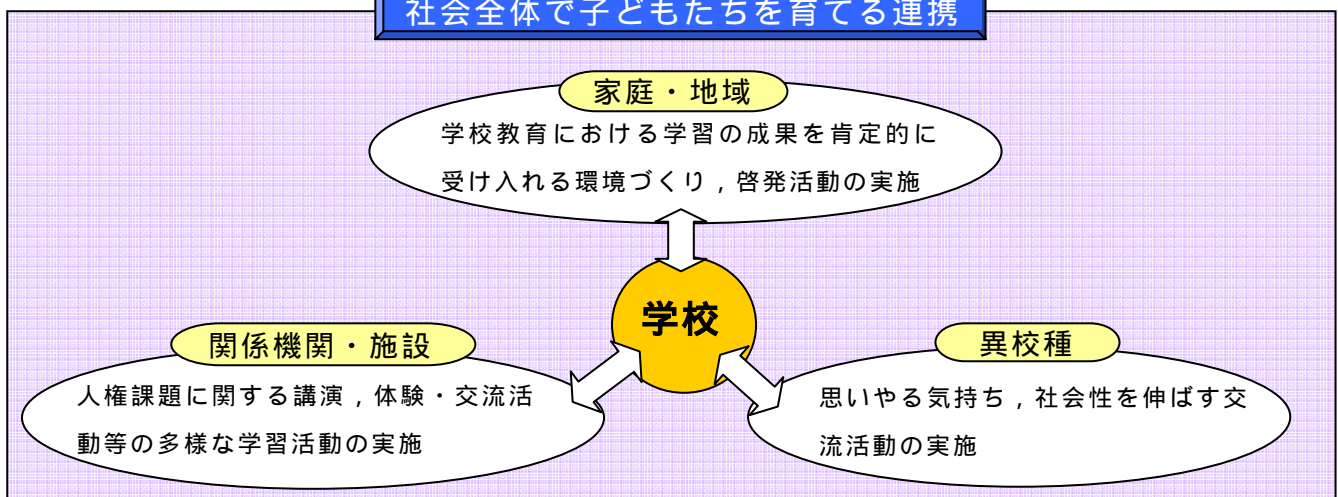
児童生徒の交流活動の実施

教職員間の交流を進める体制づくり

- ・ 定期的な連携協議会の開催
- ・ 相互の授業公開，合同研修等の実施
- ・ 発達段階に配慮したカリキュラムの研究や授業の研究



社会全体で子どもたちを育てる連携



(11) 保護者とともに人権教育を進めるために



子どもたちは、多くの時間を家庭で過ごしています。たとえ学校で人権について学習しても、家庭がその成果を認めることができないような環境では、人権教育の効果はあまり期待できません。そこで、保護者に対しても、人権尊重の意識が高まるようなはたらきかけを行うことが大切です。その際に、親子で語り合えるような場面を設定できるような展開を設定することで、より大きな成果が期待できるようになります。

【講演会】

保護者会等で人権問題の専門家や被差別当事者による講演を実施します。特に、被差別当事者の話はリアリティーがあり、差別に対する憤りを感じたり、自らの人権感覚を振り返ったりする機会を与えることができます。



【啓発映画上映会】

人権啓発ビデオやDVDは、種類がたくさんあります。目的を絞って活用してください。また、保護者だけでなく、児童生徒と一緒に見ることによって、家庭での共通の話題とすることも可能になります。

【授業参観】

人権に関する題材の授業を公開し、参観してもらうことにより、保護者にも人権について考えてもらうことができます。親子で取り組む展開も可能です。



【児童生徒の作品の展示と公開】

人権を題材にした標語・作文・ポスター・習字等の作品を展示し、保護者に見学してもらう機会をつくります。中には、大人では気づかないような鋭い感覚で表現されているものもあります。人権尊重について理解を深めてもらうために有効な方法です。



【参加体験型のワークショップや社会奉仕活動・交流活動等の実施】

知的理解だけで人権感覚を醸成することの難しさは、子どもと同じです。保護者もさまざまな体験活動を行うことにより、コミュニケーション能力や人間関係調整能力・共感的に理解する力等の能力や技能の向上が期待できます。

【学校だより等の各種通信・啓発パンフレット・学校のホームページ等による啓発】

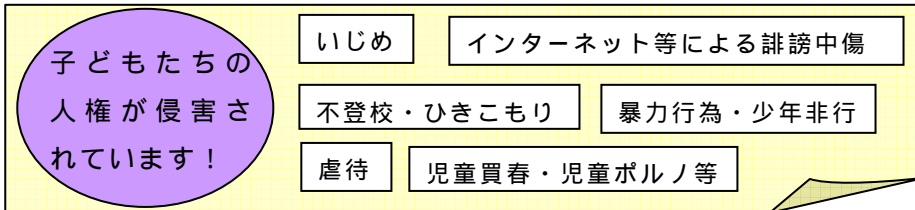
人権に関する内容を書き載せることにより効果的な啓発を行うことができます。そこへは、子どもたちと一緒に語り合ったり考えたりできる話題を掲載すると、より一層の効果が期待できます。



2 さまざまな個別課題

(1) 子どもの人権

子どもが一人の人間として尊重される社会の実現が求められています。しかし、「いじめ問題」をはじめ、子どもたちを取り巻く人権問題は、増加傾向にあります。このような状況の中、学校においては、これらの問題ときちんと向き合うとともに、家庭や地域社会と連携を図りながら、一人一人の子どもを大切にする教育環境を構築していくことが大切です。



ア 『いじめ』による人権侵害

「いじめ」問題は、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることを認識し、いじめの早期発見・早期対応に努めることが求められています。その中で、最も効果的ないじめ防止策は、『いじめを生まないよりよい集団づくり』を行うことです。そのためには、体験活動や交流活動を通じて、「自己有用感」等を育てていくはたらきかけを行うことが有効です。



「いじめ」を生まないための予防教育

異年齢交流・職場体験・奉仕活動等の「お世話をする活動」「他の人の役に立つ活動」

「認めてもらえてうれしかった」「役に立ててよかった」「必要とされていると感じた」

自己有用感が増える

ストレスの高まりを受けとめることができる。 進んで他者と関わろうとする。 進んで社会と関わろうとする。 安易に他人をいじめない。

(国立教育政策研究所生徒指導研究センター「日本のピア・サポートプログラム」より)

一人一人の子どもを大切にしていますか？

子どもの発言を共感的に聞いていますか。
 教師による差別的な言動はありませんか。
 子どもの意見を尊重していますか。
 個々を尊重した授業をしていますか。
 体罰や言葉の暴力による指導をしていませんか。
 子どもや保護者のプライバシーを守っていますか。
 スクール・セクシュアル・ハラスメントはありませんか。

いじめ相談

- ・『24時間いじめ相談ダイヤル』
(0570-0-78310：文部科学省)
- ・子ども人権相談(043-247-9666：千葉地方法務局人権擁護課)
- ・子どもの人権110番(0120-007-110：千葉地方法務局)
- ・千葉県子どもと親のサポートセンター(0120-415-446)

参考HP

- ・『いじめ問題に関する取組事例集』
(文部科学省)

イ インターネットによる人権侵害

インターネットは、コンピュータだけではなく、携帯電話でも容易に利用できるようになってきました。これにともない、ホームページ等による情報の受発信や電子メールによる情報交換等が簡単に行えるようになりました。

反面、インターネットを介した様々な人権侵害行為が増加しています。このような人権侵害行為を防ぐためには、インターネットの特性を十分に理解するとともに、日常生活と同じようにしっかりとした「モラル」を身につけていくことが大切です。



インターネットの特性を理解する

匿名性が高い

自分の名前を出さないからといって、「悪いことをしても自分がやったとわからないだろう」と思って、いたずらしたり、いやがらせをしたりする人たちがいます。

あっという間に広がる

インターネットは、多くの人が見ています。たとえ1秒でも個人情報がインターネットに出ると、あっという間に広がってしまいます。

簡単にコピーできる

インターネット上のデータは、誰でも簡単にコピーして手に入れたり流用したりすることができます。

時間や場所は関係ない

インターネットは全世界につながっています。しかも24時間フルタイム。一度もれてしまった情報は、元には戻りません。

他人の悪口や誰かが不利益になるような情報（言葉や写真等）を流すと、取り返しがつかない人権侵害問題になります。

知ってますか？子どもたちの情報交換の場！

チャット 掲示板 チェーンメール ブログ プロフ
学校裏サイト SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）



匿名性について

メールやチャットなど、インターネット上の書き込みは、誰が行ったかの記録がすべて残っています。携帯などの会社によると、「個人の特定は簡単」ということです。「誰がやったかわからないから好き勝手に…」という考えは大間違い。逮捕者も増えています。

参考
HP

- 『青少年を取り巻く有害環境対策に向けて』（文部科学省）
- 『e-ネットキャラバン』（e-ネット安心講座通信業界キャラバン）
- 『ネット社会の歩き方』（財団法人 コンピュータ教育開発センター）
- 『インターネットを利用するためのルールとマナー集』（財団法人インターネット協会）
- 『ハイテク・キッズ』（警視庁）
- 『情報セキュリティー広場』（警視庁）
- 『キッズ・パトロール』（警察庁）
- それぞれ『 』の中の言葉で検索してください。

ウ 公正な採用選考に向けて

公正な採用選考に向けては、「全国高等学校統一応募書類」の使用が定められ、改善が図られてきました。しかし、依然として、本人の適性や能力に関係のない就職差別につながる項目の記載を求めたり、面接で質問したりする企業があります。すべての人がそれぞれの能力や適性に応じて、自らの進路を決定することができるように、就職差別のない採用選考に向けた取組を進める必要があります。

厚生労働省では次のような基本的な考え方及び配慮事項を示し、面接時に質問したり、情報を収集したりしないよう十分配慮し、公正な採用選考を実施することを事業主に求めています。

採用選考の基本的な考え方

ア採用選考に当たっては

応募者の基本的人権を尊重すること
 応募者の適性・能力のみを基準として行うこと

イ公正な採用選考を行う基本は

応募者に広く門戸を開くこと
 言い換えれば、雇用条件・採用基準に合った全ての人に応募できる原則を確立すること
 本人のもつ適性・能力以外のことを採用の条件にしないこと
 つまり、応募者のもつ適性・能力が求人職種の職務を遂行できるかどうかを基準として採用選考を行うこと

就職差別につながるとされる採用選考時に配慮すべき事項

ア本人に責任のない事項

本籍・出生地に関すること
 家族に関すること（職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など）
 住宅状況に関すること（間取り、部屋数、住宅の種類、近郊の施設など）
 生活環境に関すること（生い立ちなど）

イ本来自由であるべき事項

宗教に関すること 支持政党に関すること
 人生観、生活信条に関すること 尊敬する人物に関すること
 思想に関すること 労働組合・学生運動など社会運動に関すること
 購読新聞・雑誌・愛読書などに関すること

ウその他

身元調査などの実施
 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

資料：厚生労働省 「公正な採用選考について」

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/topics/saiyo/saiyo1.htm>



生徒自身も、就職差別についての理解を深め、就職差別につながる項目を認識できるようにするとともに、そのような質問を受けた時に、どのような対応をしたらよいか等について、しっかり学習する必要があります。

また、入学試験や校内での面接練習についても、基本的な考え方や配慮すべき事項は同じです。各学校では、子どもたちへの指導とともに、教職員一人一人が人権に関する知的理解や人権感覚をさらに向上できるような取組を、組織的・計画的に進めていくことが求められます。

残念ながら、千葉県でも、統一応募書類の趣旨に違反する選考や、面接での不適切な質問がまだ見られます。千葉県教育委員会としても、厚生労働省千葉労働局や関係機関と連携し、その対応についての整備を進め、改善を図っています。

採用選考における不適切な事例が判明した場合は、教育委員会や県労働局、ハローワークに連絡してください。

(2) 女性の人権



男女の人権が尊重され、その人らしく生きていける社会を築くためには、学校・家庭・地域や職場などのあらゆる場において、子どものころから男女平等の意識を育て認識を深めていくことが大切です。学校教育においても、教育活動全体において男女平等に関する教育を展開し、男女が平等に生活し、互いに協力していく機会を多く設定することが求められています。

今後も、男女共同参画社会づくりを進めるために、男女平等の視点を取り入れ、発達段階に応じた教育を積極的に進めていくことが重要です。

こんなことは
ありませんか？

「男性は主要業務・女性は補助的業務等の固定的な性別役割分担意識に基づく教育環境

スクール・セクシュアル・ハラスメント等の教育関係者等による子どもへの不適切な対応

デートDV等の青少年をめぐる男女間の暴力や性行動の問題等



【固定的な性別役割分担意識】

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

<千葉県男女共同参画計画(第2次)より>

わたしたちの個性や能力を十分に発揮できる社会をつくっていきましょう。



男女共同参画社会で求められる基本的な考え方

「一人一人の人権を尊重する」という視点に立った学校教育においては、女性へも男性へも平等に接することは当然のことです。

しかし、このことは、個々の将来や役割分担等の結果が、すべて同じになることを求めているわけではありません。目指す『男女共同参画社会』では、男女による結果の違いが、性別の影響を受けたものではなく、能力や努力等により判断され、その対応がなされるような社会の実現を目指しています。

学校教育における男女平等に関する教育の推進

発達段階に応じた男女平等に関する教育の推進

教育課程への位置付けと指導計画の作成
指導内容の見直しと学習活動の工夫

日々の学校生活における環境が男女平等となる配慮

教育活動全体を通して教育環境を整備し、男女が互いに尊重し合う関係づくりができるような配慮。

教職員の研修体制の充実

理解を深めるための指導方法や内容についての研修、そのための体制づくり。

「学校における男女平等に関する教育の推進について(通知)」

<千葉県教育委員会 平成19年3月27日付け教指第1533号より>

(3) 障害のある人の人権



障害のある人もない人も、お互いの立場を尊重し合い、支えあいながら安心して暮らすことのできる地域社会づくりが求められています。しかし、現状では、障害のある人への不当な差別が存在しています。このような差別の多くが障害のある人に対する誤解や偏見、その他の理解不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を深める教育・啓発を行っていくことが大切です。

体験活動・交流活動を通して理解を深めましょう



『障害者は多様であり、障害のある人の生活を理解する』という基本的な認識をもつことが必要です。

困っていることはなんだろう？
お手伝いできることは何か？

耳が不自由だと



目が不自由だと



車椅子を使うと



千葉県の特例支援教育の目指す方向

『教育におけるノーマライゼーションについて、特別支援教育の基本的な考え方』

すべての幼児児童生徒は、価値ある存在、尊重される存在として認められること。幼児児童生徒が、地域で共に学ぶ機会が得られる教育を目指すこと。幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その持てる能力を最大限に発揮して学習できる教育を目指すこと。



障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて必要な支援をどう保障するかが大切です。

<千葉県の特別支援教育の在り方について(提言)平成18年3月より>

<一人一人を大切に作る教室でのはたらきかけ>

子どもたちの言動の中に、差別意識や偏見がないように気を配ることが必要です。また、一部の子どもだけがかわるのではなく、学級の多くの子どもたちがかわるようしたり、障害のある子どもの座席位置を配慮したりすることも大切なはたらきかけです。

作品等が
掲示され
ていない。

机が教室の
すみに置い
てある。

配布物が
渡ってい
ない。

こんなことは、
ありませんか。



学級全員でかわり、ともに伸びていこうとする気持ちを育てることが大切です

(4) 外国人の人権



千葉県における外国人登録者数は年々増加しており、国際化が進んでいます。このような状況の中、地域社会・職場・学校等の様々なところで、外国人と接触する機会が増えており、様々な外国人と共生する社会づくりが求められています。

また、このような状況の中、言葉や宗教・文化、あるいは生活習慣や価値観などの違いや偏見などから、相互不信やトラブルが発生してしまうこともあります。学校では、国際理解を深めるための教育を推進していくことが大切です。

学校では

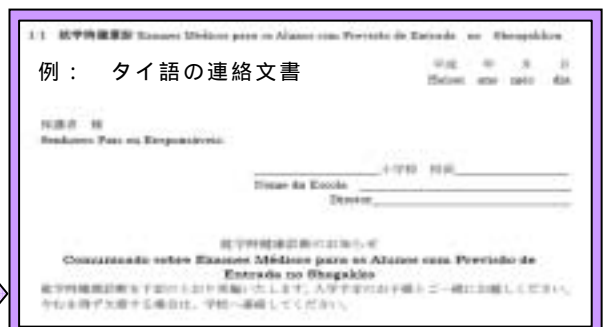
異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成する。

外国人児童生徒へは

日本語の指導をはじめ、民族性などを尊重した教育を推進する。

理解を深めるために

日常会話はできるが、文字を読むことが難しいというケースがあります。授業やテスト等での適切な配慮が必要となります。また、保護者への連絡文書等においても、必要に応じて、漢字にルビを付けたり、母国語で書かれた文書を用意したりすることも大切な働きかけです。



千葉県国際交流センター「学校からのおたより」より
(<http://www.mcic.or.jp/otayori/index.htm>)

進路に関する適切な支援を行うために

外国人児童生徒の進学や就職等の進路を保障するためには、国籍や在留資格を把握する必要が生じることがあります。外国人児童生徒やその保護者の理解を得るように働きかけ、国籍や在留資格とともに、日本語の理解度や希望する配慮事項等について確認し、学校生活において適切な支援が行えるよう努めることが大切です。

千葉県教育委員会では、「外国人児童生徒学習支援相談室」を開設しています。積極的にご利用ください。

《所在地》千葉県総合教育センター内

《TEL/FAX》043-271-2512/271-2513

《E-MAIL》chiba-eofc@palette.plala.or.jp

参 考 資 料

【国籍についての配慮事項】

外国人登録証明書の携帯義務は16歳から発生します。その手続きも16歳未満の子どもについては、保護者が行うことができます。したがって、児童生徒自身が外国籍であることを自覚していない可能性も考えられます。また、通称名を使用していることもあるので、慎重に対応することが求められます。

【外国人登録証明書】

日本に在留する外国人は、居住している市区町村に身分事項や居住地などを届け出て、外国人登録を行うことになっています。そして、市区町村の長から外国人登録証明書が交付されます。16歳以上の外国人はこの登録証明書を携帯しなければなりません。

【在留資格及び在留期間】

入国が許可されるための要件の一つとして、外国人の行おうとする活動が入管法に定める在留資格のいずれかに該当していることが求められています。在留資格によっては、就労活動が認められていないものがあります。外国人登録証明書に記載がありますので、必要がある場合は、保護者に確認を依頼しましょう。

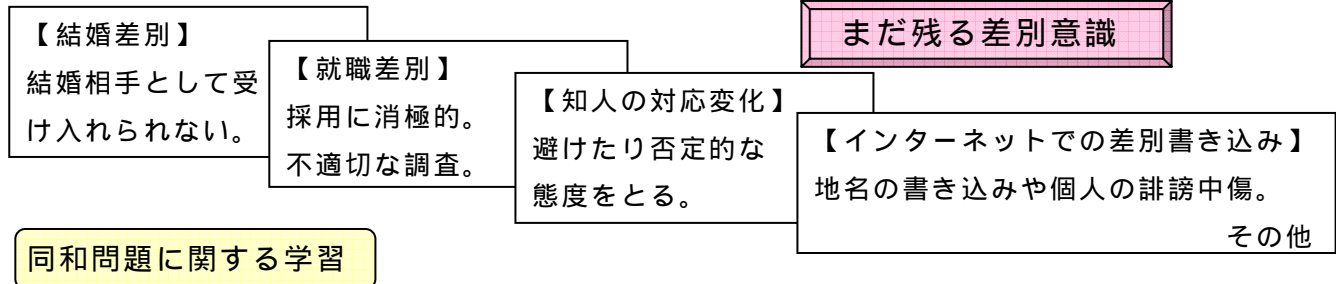
〔法務省入国管理局「すべての人の出入国管理 Q & A」より (<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>)〕

(5) 被差別部落出身者の人権

同和問題とは、被差別部落に生まれたという、ただそれだけの理由で、本人の資質に一切関係なく、日常生活の中でいろいろな差別を受けるという問題です。

このように依然として根深く存在している偏見や差別意識の解消を図るため、基本的人権の尊重という視点から、被差別部落に対する「マイナスイメージの払拭」を目指した教育・啓発を推進することが大切です。

知っていますか？
同和問題。



一人一人が自分の問題としてとらえながら、正しい知識を深め、差別をしないという気持ちを育てていくことが大切です。

ポイント

歴史的な背景や差別の現状を正しく理解させる。

「差別の実態に学ぶ」：被差別当事者やドキュメンタリーの視聴覚教材等を活用し、共感的に理解できるように展開する。

(6) その他の人権課題

社会には、基本的人権が保障されていなかったり、様々な差別等に苦しんだりしている人がたくさんいます。

人権侵害の現状を正しく理解し、当事者の思いや願いに寄り添い、その上で、自分はどうすればよいかを考え、行動に移すことができるような気持ちを育てていくことが重要です。

高齢者の人権

精神的虐待や身体的虐待や社会参加の困難等により人権が侵害されることがあります。高齢者との交流等の体験活動を通して、高齢者の願いや気持ちについて理解を深め、高齢者に対する尊敬や感謝の心をはぐくむようにすることが大切です。

ハンセン病元患者等の人権

ハンセン病のために、長い間多くの偏見と差別に苦しんでいた人がいます。この偏見と差別は、主にハンセン病に対する正しい知識が社会に普及していないことによるものといえます。ハンセン病を正しく理解することが大切です。

H I V感染者等の人権

病気やその後遺症に対する誤った知識や偏見から、地域や学校・職場などでいじめにあったり、職場を解雇されたりするなど、様々な差別に苦しんでいる人がいます。エイズやH I Vについて正しい知識を持ち、わたしたちの中にある偏見や誤った知識を見直すことが大切です。

性同一性障害・同性愛者の人権

周りから好奇の目で見られ、偏見や差別を受けている問題があり悩んでいる人も多くいます。性的指向や性同一性障害についての理解を深め、偏見や差別をなくすことが大切です。また、当事者が自己肯定感を持てるような配慮が必要です。

アイヌの人たちの人権

アイヌの人々に対する理解が不十分なことから、結婚や就職などで差別を受ける問題が起こっています。アイヌの人々への理解と認識を深めることが大切です。

ホームレスの人権

さまざまな事情により公園等で生活をしているホームレスの人々の多くは、仕事を見つけて自立したいと思っています。しかし、ホームレスの人々に対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も起きています。被害の現状等について知るとともに、命の大切さや人権の尊重等について理解を深めることが大切です。

中国残留孤児の人権

偏見や差別意識を解消していくために、中国残留孤児に関する歴史的経緯や現在の現状に関する理解を深めることが大切です。

犯罪被害者とその家族の人権

直接的な被害の他に、マスコミの過剰取材やプライバシーの侵害、うわさや中傷などで、日常生活をおだやかに過ごせなくなったり精神的な苦痛にさらされたりすることがあります。このような犯罪被害者等の心情等の理解を深めることが大切です。

被拘禁者・刑を終えて出所した人の人権

当事者やその家族に対して、根強い偏見があります。偏見や差別意識が生じないように、それぞれの人のおかれている立場について、理解を深めることが大切です。

国や千葉県で示している様々な人権課題

国の『人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年閣議決定）』や『平成19年度人権教育及び人権啓発施策』、千葉県の『千葉県人権施策基本指針（平成16年策定）』等では、「人権課題」として、以下を例に挙げています。

国	県
1. 女性 / 2. 子ども / 3. 高齢者 4. 障害者 / 5. 同和問題 6. アイヌの人々 / 7. 外国人 8. HIV感染者・ハンセン病患者等 9. 刑を終えて出所した人 10. 犯罪被害者等 11. インターネットによる人権侵害 12. 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 13. その他の人権課題 <ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設における被収容者の人権 ・性的指向（異性愛，同性愛，両性愛）を理由とする偏見・差別をなくし，理解を深めるための啓発活動 ・ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等 ・性同一性障害者の人権 ・人身売買（トラフィッキング）事犯の適切な対応 	1. 女性 / 2. 子ども / 3. 高齢者 4. 障害のある人 5. 被差別部落出身者 / 6. 外国人 7. ハンセン病元患者等 8. HIV感染者等 9. 性同一性障害のある人 10. 同性愛者 / 11. ホームレス 12. 中国残留孤児 13. 犯罪被害者とその家族 14. 被拘禁者 15. 刑を終えて出所した人 16. 様々な人権問題 <ul style="list-style-type: none"> ・アイヌの人たち ・インターネットによる人権侵害 ・医療における患者の権利 など

C D - R O M 添付

編集委員

野田市立	山崎小学校	教諭	星 克明	野田市立	北部中学校	教諭	萩原まい子
野田市立	七光台小学校	教諭	渡邊 誠	野田市立	関宿中学校	教諭	内田 昌一
野田市立	関宿小学校	教諭	伊藤 鉄哉	野田市立	二川中学校	教諭	高橋 祐史
野田市立	関宿中央小学校	教諭	谷田部敏己	佐倉市立	佐倉東中学校	教諭	植草 均
佐倉市立	佐倉東小学校	教諭	茅根 進	酒々井町立	酒々井中学校	教諭	小林 孝
酒々井町立	酒々井小学校	教諭	小山 光子	香取市立	佐原第五中学校	教諭	磯邊 健
香取市立	瑞穂小学校	教諭	柳堀 節子	市原市立	八幡中学校	教諭	高柳 弘
君津市立	久留里小学校	教諭	武次里佳子	市原市立	姉崎中学校	教諭	岡崎 勝男
				市原市立	南総中学校	教諭	横山美代子

事務局

千葉県教育庁教育振興部指導課人権教育室

学校人権教育指導資料（第29集）

平成21年3月31日

発行 千葉県教育庁教育振興部指導課
千葉市中央区市場町1-1
043(223)4066（指導課人権教育室）

印刷 千代田印刷株式会社
千葉市緑区古市場町4-7-4番253
043(268)3322

みんなできり組む
千葉の教育

